



【coffee break】 2011.2.16

登記事項証明書の手数料が一部改訂。1通、550円!?

「登記事項証明書の手数料が一部改訂。1通、550円!？」

平成23年2月14日付で法務省民事局よりこちらがリリースされておりますので、ご案内申し上げます。

平成23年4月1日からの登記印紙の取扱いについて【PDF】(平成23年2月14日)
<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/toukiinnshihoumukyokuitiran.pdf>

登記手数料の一部改定について(平成23年2月14日)
<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/tesuuryoutiran.pdf>

以下、概略です。

< 登記事項証明書の交付請求は「収入印紙」で! >

現在、登記事項証明書を交付申請する際は、
その手数料を「登記印紙」で納付しておりました。
本年4月1日より、取扱が変更になり「収入印紙」での納付となります。

但し、登記印紙もこれまで通り納付に使用できます。
収入印紙と登記印紙の組み合わせでの使用もOKです。

< 登記事項証明書の手数料が一部改訂 >

皆さんに馴染みのある不動産登記及び商業・法人登記の登記事項証明書及び印鑑証明書をご案内しますと、下記のとおり変更されます。

登記事項証明書

・窓口交付	: 1 0 0 0 円	7 0 0 円に改定
・オンライン請求・送付	: 7 0 0 円	5 7 0 円に改定
・オンライン請求・窓口	:(新設)	5 5 0 円に改定

印鑑証明書

・窓口交付	: 5 0 0 円	5 0 0 円に据置
・オンライン請求・送付	: 5 0 0 円	4 6 0 円に改定
・オンライン請求・窓口	:(新設)	4 4 0 円に改定

1 通の枚数が **5 0 枚** を超える場合には、
その超える枚数 5 0 枚ごとに **1 0 0 円** が加算。
(現状は、1 0 枚を超えて、1 0 枚ごとに 2 0 0 円加算です)

インターネット登記情報提供サービス

・全部事項	: 4 5 7 円	3 9 7 円に改定
-------	-----------	------------

ぐっとお安くなりますね。

「オンライン請求・送付/窓口」は、

登記事項証明書をオンライン申請により交付請求をし、
証明書の受け取り方が送付か、又は、法務局の窓口、
という区分けです。

オンラインで申請をして、最寄りの法務局に出頭して受け取る方式が
一番安いですね。

オンライン申請の普及をしたい行政側のニーズと、
送付事務の軽減を図りたい現場側のニーズの合算かと思えます。

金 1000 円から最高で金 550 円の減額ですが、

デューデリジェンスをされる会社様や、
例えばゴルフ場案件で筆数が 3,000 筆の様なケースでは、
多大なる影響がでますね。

(例えば、差額 450 円に 3,000 筆を掛けると、なんと金 135 万円の減額！)

我々司法書士も、4月1日以降の見積書を作成する際は注意をしたいと思います。

今後とも宜しくお願い申し上げます。